

労働政策審議会令

(平成一二年)

政令第二八四号

労働政策審議会令を以て公布する。

神名御璽

國事行為臨時代行名

平成十二年六月七日

内閣總理大臣 森喜朗

政令第二百八十四号

労働政策審議会令
内閣は、厚生労働省設置法(平成十一年法律第
九十七号)第九条第一項の規定に基づき、この政
令を制定する。

(所掌事務)

第一条 労働政策審議会(以下「審議会」といふ。)
は、厚生労働省設置法第九条第一項に規定する
もののほか、障害者の雇用の促進等に関する法
律施行令(昭和三十五年政令第二百九十一号)
別表第一第十六号の規定によりその権限に属す
せられた事項を処理する。

- 1 第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選舉する。
- 2 委員は、会務を總理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員
が、その職務を代理する。

(組織)
第一項 審議会は、委員三十人で組織する。
第二項 審議会に、特別の事項を調査審議させるため
必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
第三項 委員は、労働者(案内労働法(昭和四十
五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家
内労働者を含む。以下同じ。)を代表する者、使
用者(同条第三項に規定する委託者を含む。以
下同じ。)を代表する者及び公益を代表する者の
うちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

第四項 臨時委員及び専門委員は、關係労働者を代表
する者、關係使用者を代表する者及び公益を代
表する者並びに障害者を代表する者(障害者の
雇用の促進その他の障害生活における自立の促
進に関する事項を調査審議する場合に限る。)の
うちから、厚生労働大臣が任命する。

第五項 臨時委員のうち、關係労働者を代表するもの
及び關係使用者を代表するものは、各同数とす
る。

第六項 前項の規定は、専門委員について準用する。

(委員の任期等)

第七条 委員の任期は、一年とする。ただし、補
欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 委員は、再任されることができる。

第九条 委員の任期が満了したときは、当該委員は、
後任者が任命されるまで、その職務を行つもの
とする。

第十条 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の
事項に関する調査審議が終了したときは、解任
されないものとする。

第十一条 委員は、士の者の任命に係る当該専門の
事項に関する調査が終了したときは、解任され
るものとする。

第十二条 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とす
る。

(会長)

名 称	所 在 事 務
労働条件分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号から第四十三号まで、第四 十六号、第四十七号及び第五十号(労働者の福利厚生に係る部分を除く。) に掲げる事務に関する重要な事項を調査審議すること。(労働者生活分科会 及び雇用均等分科会の所掌に属するものを除く。)
労働衛生分科会	二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働時間の短縮の促進に 関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)及び労働災害防止法 (昭和二十九年法律第一百八号)の規定により審議会の権限に属させられ た事項を処理すること。

職業安定分科会	職業安定分科会
一 厚生労働省設置法第四条第一項第五十三号から第五十六号まで及び 第五十八号から第六十二号までに掲げる事務に関する重要な事項を調査審議 すること。(障害者雇用分科会の所掌に属するものを除く。)	一 職手当の支払及び労働基準監督官の行う監督に係るものを除く。)に係る 一部に限る。第四十一号(賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。) 第五十八号、第四十二号(賃金体系及び退職手当に係る部分に限る。)及び 第五十九号(退職手当に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に掲げる事務 に係る重要な事項を調査審議すること。
二 職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)、労働者派遣事業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の適正化 のための法律(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法の 一部を改正する法律(平成四年法律第六十号)及び中小企業退職金共済法の 規則に属させられる事項を処理すること。	二 労働者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職 金共済法(昭和三十四年法律第四十六号)の規定により審議会の 一部を改正する法律(平成四年法律第六十号)及び中小企業退職金共済法の 規則に属させられる事項を処理すること。

職業能力開発分科会	雇用均等分科会
一 厚生労働省設置法第四条第一項第六十号から第六十六号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。	一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び労働者少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
二 厚生労働省設置法第四条第一項第四十一号（厚生労働省雇用均等・児童家庭局の所掌に係る部分に限る）及び第六十七号から第七十三号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること。	二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百七号）育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行ふ労働者の福利に関する法律（平成三年法律第七号）及く時間労働者労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（第八条第一項を除く）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

職業能力開発分科会

- 厚生労働省設置法第四条第一項第六十三号から第六十六号までに掲げる事務に関する重要な事項を調査審議すること。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）及び労働省少年福利法（昭和四十五年法律第九十八号）の規定により審議会の権限に属する事務を処理すること。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十四年法律第百三十二号）（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）及び家内労働法（第八条第一項を除く。）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

2 総議事の運営は、役員及び議事に關係のある臨時委員で会議に出席したもののは過半数でないし、可否同数のときは、会長の決するといふこと。

3 前二項の規定は、分科会、部会及び最低工賃

第三章 異文化の對待

第十条 稽査会は、その所掌事務を遂行するため

必要があると認めるときは、関係行政機関の意見に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の

(庶務) 必要な協力を得ることを第一とす。

第十一條 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括室(おもて統括室)及び処理する。ただし、当該

政治小説の歴史と現状

宋國公淮康侯裕，字子京，號東坡居士，蘇州人。

「厚生労働省労働基準監視官による定期監査課」、労働者生活分科会に係るわたりに付与する

厚生労働省労働基準局労働者生活部企画課

職業安定課職員会議、監視指導課職員会議、企画課職員会議の3つから成る。監視指導課は、監視指導課長が監視指導課課長、監視指導課副課長が監視指導課副課長、監視指導課監視指導係長が監視指導係長、監視指導課監視指導係副係長が監視指導係副係長、監視指導課監視指導係員が監視指導係員である。

者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開

分科会に係るものについては厚生労働省職業病対策委員会が係らもの

力開発局総務課 所用比率分率会員比率
については厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務

附則

この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日。(平成十一年四月一日)

年一月六日から施行する。

內閣總理大臣
森喜朗